五　法第四十三条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第五条（第七条において準用する場合を含む。）、第六条（第七条、第百十六条及び第百二十八条において準用する場合を含む。）、第五十条、第五十一条（第八十条、第百五十七条、第百六十七条、第百七十七条、第百八十七条及び第百九十九条において準用する場合を含む。）、第七十八条、第七十九条第二項（第百五十七条、第百六十七条、第百七十七条、第百八十七条及び第百九十九条において準用する場合を含む。）、第八十三条第五項、第百十五条、第百二十七条、第百三十八条、第百三十九条（第二百九条において準用する場合を含む。）、第百五十六条、第百六十条第三項（第百七十一条、第百八十四条、第百九十七条及び第二百二条において準用する場合を含む。）、第百七十五条、第百七十六条、第百八十六条、第百九十九条において準用する場合を含む。）、第二百八条、第二百十五条及び第二百十七条の規定による基準

六　法第四十三条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第五十二条第一項（病室に係る部分に限る。）、第百十七条第四項（居室に係る部分に限る。）及び第五項第一号ハ、第百四十条第五項（居室に係る部分に限る。）（第二百十条において準用する場合を含む。）及び第七項第二号（第二百十条において準用する場合を含む。）、第百六十八条第三項本文（居室に係る部分に限る。）及び第一号ロ並びに附則第十八条（居室に係る部分に限る。）の規定による基準

七　法第四十三条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第九条（第四十三条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第百二十五条、第百三十六条、第百五十四条、第百六十二条、第百七十一条、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条並びに第二百十三条において準用する場合を含む。）、第十一条（第四十三条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第百二十五条、第百三十六条、第百五十四条、第百六十二条、第百七十一条、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条並びに第二百十三条において準用する場合を含む。）、第二十七条（第四十三条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第百二十五条、第百三十六条、第百五十四条、第百六十二条、第百七十一条、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条並びに第二百十三条において準用する場合を含む。）、第四十条（第四十三条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第百二十五条、第百三十六条、第百五十四条、第百六十二条、第百七十一条、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条並びに第二百十三条において準用する場合を含む。）、第百二十五条（第百八十四条において準用する場合を含む。）、第百三十八条（第百九十七条において準用する場合を含む。）、第百四十七条第三項、第百六十条第四項（第百七十一条、第百八十四条、第百九十七条及び第二百二条において準用する場合を含む。）、第百八十九条、第百九十条、第百九十二条、第二百一条及び第二百十一条第二項の規定による基準

八　法第四十三条第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準　第百四十条第四項（第二百十条において準用する場合を含む。）及び第六項（第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百十四条、第二百十八条並びに附則第十八条（入居定員に係る部分に限る。）の規定による基準

九　法第三十条第一項第二号イ又は第四十三条第一項若しくは第二項の規定により、法第三十条第二項各号及び第四十三条第三項各号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準　この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準並びに第五章、附則第五条及び附則第六条の規定による基準以外のもの

（障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十二条　障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一　法第四十四条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第四条、第五条、第五条の二第二項、第二十六条第六項、第二十七条第三項及び第四十条第一項の規定による基準

二　法第四十四条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第六条第一項（居室に係る部分に限る。）及び第二項第二号ハの規定による基準

三　法第四十四条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第七条、第九条、第二十六条第七項、第二十七条第四項、第二十九条、第三十八条、第四十八条、第四十九条及び第五十四条の規定による基準

四　法第四十四条第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準　この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

（障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十三条　障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十条第二項の厚生労働省令で定める基準のうち、法第八十条第一項に規定する障害福祉サービス事業に係るものは、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一　法第八十条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び第五十八条第七項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び第五十八条第七項において「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準　第六条、第十二条（第三項を除く。）、第三十五条（第五十五条、第六十一条及び第七十条において準用する場合を含む。）、第三十九条（第三項を除く。）、第四十二条第五項、第五十二条、第五十三条第三項（第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第五十九条、第六十四条、第六十五条、第七十二条（第八十八条において準用する場合を含む。）、第七十六条第三項（第八十八条において準用する場合を含む。）及び第九十条の規定による基準

二　法第八十条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第十一条第一項（病室に係る部分に限る。）並びに第五十八条第三項本文（居室に係る部分に限る。）及び第一号ロの規定による基準

三　法第八十条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第二十一条第五項、第二十八条（第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二十九条（第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三十二条（第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第五十三条第四項（第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第五十七条（第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第六十条第四項（第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第六十二条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第六十三条第四項（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第六十六条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第六十七条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第六十八条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第六十九条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第七十一条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第七十三条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第七十四条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第七十五条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第七十六条第四項（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第七十七条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第七十八条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第七十九条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第八十条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第八十一条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第八十二条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第八十三条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第八十四条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第八十五条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第八十六条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第八十七条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第八十八条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第八十九条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第九十一条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第九十二条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第九十三条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第九十四条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第九十五条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第九十六条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第九十七条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第九十八条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第九十九条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百一条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百二条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百三条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百四条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百五条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百六条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百七条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百八条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百九条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百十条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百十一条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百十二条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百十三条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百十四条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百十五条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百十六条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百十七条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百十八条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百十九条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百二十条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百二十一条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百二十二条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百二十三条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百二十四条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百二十五条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百二十六条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百二十七条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百二十八条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百二十九条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百三十条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百三十一条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百三十二条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百三十三条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百三十四条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百三十五条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百三十六条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百三十七条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百三十八条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百三十九条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百四十条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百四十一条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百四十二条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百四十三条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百四十四条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百四十五条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百四十六条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百四十七条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百四十八条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百四十九条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百五十条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百五十一条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百五十二条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百五十三条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百五十四条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百五十五条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百五十六条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百五十七条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百五十八条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百五十九条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百六十条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百六十一条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百六十二条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百六十三条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百六十四条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百六十五条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百六十六条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百六十七条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百六十八条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百六十九条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百七十条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百七十一条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百七十二条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百七十三条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百七十四条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百七十五条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百七十六条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百七十七条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百七十八条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百七十九条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百八十条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百八十一条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百八十二条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百八十三条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百八十四条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百八十五条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百八十六条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百八十七条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百八十八条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百八十九条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百九十条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百九十一条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百九十二条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百九十三条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百九十四条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百九十五条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百九十六条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百九十七条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百九十八条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第百九十九条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百一条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百二条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百三条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百四条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百五条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百六条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百七条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百八条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百九条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百十条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百十一条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百十二条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百十三条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百十四条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百十五条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百十六条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百十七条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百十八条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百十九条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百二十条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百二十一条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百二十二条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百二十三条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百二十四条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百二十五条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百二十六条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百二十七条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百二十八条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百二十九条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百三十条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百三十一条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百三十二条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百三十三条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百三十四条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百三十五条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百三十六条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百三十七条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百三十八条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百三十九条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百四十条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百四十一条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百四十二条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百四十三条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百四十四条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百四十五条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百四十六条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百四十七条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百四十八条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百四十九条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百五十条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百五十一条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百五十二条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百五十三条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百五十四条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百五十五条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百五十六条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百五十七条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百五十八条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百五十九条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百六十条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百六十一条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百六十二条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百六十三条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百六十四条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百六十五条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百六十六条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百六十七条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百六十八条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百六十九条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百七十条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百七十一条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百七十二条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百七十三条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百七十四条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百七十五条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百七十六条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百七十七条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百七十八条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百七十九条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百八十条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百八十一条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百八十二条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百八十三条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百八十四条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百八十五条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百八十六条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百八十七条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百八十八条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百八十九条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百九十条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百九十一条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百九十二条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百九十三条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百九十四条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百九十五条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百九十六条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百九十七条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百九十八条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百九十九条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百一条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百二条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百三条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百四条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百五条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百六条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百七条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百八条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百九条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百十条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百十一条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百十二条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百十三条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百十四条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百十五条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百十六条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百十七条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百十八条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百十九条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百二十条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百二十一条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百二十二条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百二十三条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百二十四条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百二十五条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百二十六条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百二十七条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百二十八条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百二十九条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百三十条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百三十一条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百三十二条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百三十三条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百三十四条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百三十五条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百三十六条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百三十七条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百三十八条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百三十九条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百四十条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百四十一条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百四十二条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百四十三条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百四十四条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百四十五条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百四十六条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百四十七条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百四十八条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百四十九条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百五十条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百五十一条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百五十二条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百五十三条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百五十四条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百五十五条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百五十六条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百五十七条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百五十八条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百五十九条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百六十条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百六十一条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百六十二条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百六十三条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百六十四条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百六十五条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百六十六条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百六十七条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百六十八条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百六十九条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百七十条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百七十一条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百七十二条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百七十三条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百七十四条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百七十五条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百七十六条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百七十七条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百七十八条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百七十九条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百八十条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百八十一条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百八十二条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百八十三条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百八十四条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百八十五条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百八十六条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百八十七条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百八十八条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百八十九条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百九十条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百九十一条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百九十二条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百九十三条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百九十四条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百九十五条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百九十六条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百九十七条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百九十八条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三百九十九条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第四百条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第四百一条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第四百二条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第四百三条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第四百四条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第四百五条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第四百六条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第四百七条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第四百八条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第四百九条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第四百十条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第四百十一条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第四百十二条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第四百十三条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第四百十四条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第四百十五条（第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第四百十六条（第七十条、第八十五条